

平成 23 年度
交通局予算要求方針

【目次】

- 1 平成 23 年度交通局予算要求総括表及び経営方針 1
- 2 重点的に取り組みを行う主なもの 3
- 3 事務事業の見直し等 (主なもの) 4

1 平成 23 年度交通局予算要求総括表及び経営方針

(1) 平成 23 年度交通局予算要求総括表

【交通事業会計】

平成 23 年度要求総額 2,351,040 千円
 (平成 22 年度予算額 2,321,390 千円)
 前年度比 + 1.3%

《主な事業》

(単位：千円)

事業名	平成 23 年度 予算要求額	平成 22 年度 予算額	増 減
	A	B	A B
バス運行事業	2,136,172	2,232,360	96,188
バス車両 更新事業	143,455	0	143,455
バス待合環境の 整備	2,818	2,850	32
バス車両定期 車体修理事業	34,450	25,600	8,850

(2) 平成 23 年度交通局経営方針

交通局では、平成 18 年度から平成 22 年度まで 5 ヶ年にわたる「経営改善計画」の実施や「あり方検討会議」での議論の結果を踏まえ、引き続き、公営バス事業者としての使命を果たしていくことになりました。

これを受け、平成 23 年 2 月に「市営バス事業経営計画」(平成 23 年度～平成 27 年度)を策定しました。

平成 23 年度は、この経営計画のスタートの年となります。今後も、地方公営企業として独立採算を維持しつつ、市民の生活の足としての重要な役割を果たしていきます。

安全な運行の確保と安心・快適なサービスの提供

(方針)

- ・引き続き、安全な運行を確保するとともに、快適で安心して利用できるサービスを提供していきます。

市民・地域と連携した事業の運営

(方針)

- ・市営バスモニター制度をさらに拡充し、利用者の立場からのご意見を常時聴取し、事業運営に反映できる仕組みづくりに取り組みます。

健全な経営の維持

(方針)

- ・経費削減への取り組みを継続するとともに、課題に対して適宜対応策を講じ、健全な経営を維持していきます。

2 重点的に取り組みを行う主なもの

(1) 安全な運行の確保と安心・快適なサービスの提供

バス車両の更新 143,455 千円

- 2・継続・計画的なバス車両の更新を実施し、より安全で快適なサービスを提供します。

バス待合環境の整備 2,818 千円

- 2・継続・利用者が快適に安心してバスを待つことができるように、シェルターやベンチの設置、各バス停における目的地までの運賃表示などを行います。

定期車体修理 34,450 千円

- 2・継続・安全な運行を確保し、事故・故障を未然に防止するため、計画的な車体修理を行います。また、修理にあわせ、「環境モデル都市」をイメージした明るいグリーンを基調とした車体デザインに変更していきます。

(2) 市民・地域と連携した事業の運営

利用者ニーズの把握充実

- 2・拡充・市営バスモニター制度をさらに拡充し、利用者の立場からのご意見を常時聴取し、事業運営に反映できる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 健全な経営の維持

運賃改定及びふれあい定期制度の見直し

- 2・新規・健全経営を維持するため、平成 24 年度に隣接民間バス事業者並みの運賃への改定を実施することで、関係機関と協議を行います。なお、実施に際しては、地域住民に負担増を強いるものであるため、十分な説明を行い、理解を求めています。

- 2・新規・ふれあい定期は、隣接民間バス事業者と比較して格安の商品となっているため、平成 24 年度を目途に対象年齢や料金の見直しを行います。

バス路線の見直し、路線維持に係る費用負担の明確化

- 2・新規・市営バス事業が地方公営企業として独立採算性を求められる以上、不採算路線の維持には限界があります。このため、路線の抜本的な再編成について検討を行い、路線の選択と集中を図ります。

- 2・新規・特に、若松北西部地域などの地域では、引き続き交通局を事業主体としながらも、市・地域住民と三者協働で地域巡回型のバスの運行を行うなどの実験的な取り組みについて、今後、関係機関との協議を行います。

- 2・新規・通学支援便や響灘臨海工業団地通勤便の経費負担など事業のあり方について、関係部局への働きかけや協議を行います。

人材の育成（正規職員の採用）

- 2・新規・運行管理に関するノウハウを蓄積し、将来の運行管理部門を担う人材を育成していくため、平成23年度から計画的に正規職員の採用を再開します。

附帯事業の営業強化と経費の抑制

- 2・継続・引き続き、貸切バス事業・受託事業・広告事業等に係る営業活動を強化し、収入確保に努めます。

- 2・継続・全職員がコスト意識を持ち、エコドライブの推進や事務改善に取り組み、経費の抑制を図ります。

3 事務事業の見直し等（主なもの）

（1）運賃改定及びふれあい定期制度の見直し（再掲）

- ・健全経営を維持するため、平成24年度に隣接民間バス事業者並みの運賃への改定を実施することで、関係機関と協議を行います。なお、実施に際しては、地域住民に負担増を強いるものであるため、十分な説明を行い、理解を求めていきます。
- ・ふれあい定期は、隣接民間バス事業者と比較して格安の商品となっているため、平成24年度を目途に対象年齢や料金の見直しを行います。

（2）バス路線の見直し、路線維持に係る費用負担の明確化（再掲）

- ・市営バス事業が地方公営企業として独立採算性を求められる以上、不採算路線の維持には限界があります。このため、路線の抜本的な再編成について検討を行い、路線の選択と集中を図ります。
- ・特に、若松北西部地域などの地域では、引き続き交通局を事業主体としながらも、市・地域住民と三者協働で地域巡回型のバスの運行を行うなどの実験的な取り組みについて、今後、関係機関との協議を行います。
- ・通学支援便や響灘臨海工業団地通勤便の経費負担など事業のあり方について、関係部局への働きかけや協議を行います。